

令和6年第6回
選挙管理委員会次第

1 日時

令和6年4月10日(水)
午前11時～

2 場所

市役所3階 第二委員会室

3 出席者

委員長	大久保 幸藏
職務代理	園田 弥市
委員	山本 格
委員	鈴木 晃子
事務局長	星野 英記
選挙係長	永松 志一

4 議案

第15号議案 署名簿に関する異議の申出の決定について
第16号議案 有効署名の総数について

5 その他

第15号議案

署名簿に関する異議の申出の決定について

上記の議案を提出する。

令和6年4月10日

提出者 粕江市選挙管理委員会
委員長 大久保 幸藏

(提出理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条の2第4項の規定に基づき、署名簿の署名に関し異議の申出があり、同条第5項の規定に基づき当該署名に係る効力についてその当否を決定しなければならないため、本議案を提出する。

中央図書館のあり方に関する住民投票条例制定請求 署名簿審査結果に対する縦覧期間中の異議申立内容

1. 4月2日に決定した審査結果

- ・署名した者の総数 4, 265人
- 内訳 有効署名総数 4, 060人
- 無効署名総数 205人
- 内訳
- (1) 選挙人名簿に登録がないもの。⇒名簿なし
88人
- (2) 生年月日の記載がないもの。⇒生年記載なし
13人
- (3) 同一筆跡、代筆(代筆者欄の記載があるものを除く)
⇒同一
38人
- (4) 重複署名
⇒重複
60人
- (5) 代筆者が請求代表者または受任者であるもの。
⇒代筆
6人

2. 異議申立の内容

申出人数3名、申出件数12件

内訳

① A申出人 4件

- (1) 選挙人名簿に登録がないもの 2件
- (3) 同一筆跡、代筆 1件
- (4) 重複署名 1件

② B申出人 3件

- (1) 選挙人名簿に登録がないもの 1件
- (4) 重複署名 2件

③ C申出人 5件

- (1) 選挙人名簿に登録がないもの 5件

	署名簿番号	署名番号	署名者	申出人	無効理由	備考
1	<u>6 1</u>	<u>4</u>	■■■■■	A	名簿なし	住民記録ナシ
2	<u>1 2 3</u>	<u>5</u>	■■■■■	C	名簿なし	住所不正 元和泉を中和泉と記載
3	<u>1 7 6</u>	<u>6</u>	■■■■■	B	重複	42-6 が有効
4	<u>1 8 0</u>	<u>2</u>	■■■■■	B・C	名簿なし	R6. 2. 12 死亡
5	<u>2 2 4</u>	<u>3</u>	■■■■■	C	名簿なし	住所不正 岩戸南を岩戸と記載
6	<u>2 2 4</u>	<u>4</u>	■■■■■	C	名簿なし	住所不正 岩戸南を岩戸と記載
7	<u>3 7 5</u>	<u>6</u>	■■■■■	A	同一	375-7 と 375-8 と同一
8	<u>3 8 3</u>	<u>10</u>	■■■■■	C	名簿なし	選挙権ナシ R5. 12. 4 転入
9	<u>4 7 6</u>	<u>7</u>	■■■■■	B	重複	179-3 が有効
10	<u>4 7 8</u>	<u>3</u>	■■■■■	A	名簿なし	生年月日不正 S■■■■■ を S■■■■■と記載・配偶者「■■■■■」と生年月日一致
11	<u>5 5 7</u>	<u>4</u>	■■■■■	A	重複	246-10 が有効

署名簿に関する異議の申出の決定について

署名簿に関する異議の申出の決定については、次のとおりである。

令和6年3月13日に提出された中央図書館のあり方に関する住民投票条例制定請求者署名簿の署名に関する異議の申出を、本案審理の結果理由なしとして、別紙のとおりすべて申出を正当でないと決定した。

狛選委発第 000004 号

令和 6 年 4 月 10 日

A 様

狛江市選挙管理委員会

委員長 大久保 幸藏

決 定 通 知 書

令和 6 年 4 月 5 日付け、地方自治法第 74 条の 2 第 4 項の規定に基づく異議の申出について、その申出を全て正当でないと決定し、棄却することとしましたので通知します。

記

署名簿番号	署名番号	無効理由
6 1	4	選挙人名簿に登録がないため
3 7 5	6	同一筆跡、代筆と認められるため
4 7 8	3	選挙人名簿に登録がないため
5 5 7	4	重複して署名したため

担 当

狛江市選挙管理委員会事務局

電話番号 03-3430-1111

(内線 : 2395・2391)

狛選委発第 000005 号

令和 6 年 4 月 10 日

B 様

狛江市選挙管理委員会

委員長 大久保 幸藏

決 定 通 知 書

令和 6 年 4 月 5 日付け、地方自治法第 74 条の 2 第 4 項の規定に基づく異議の申出について、その申出を全て正当でないと決定し、棄却することとしましたので通知します。

記

署名簿番号	署名番号	無効理由
176	6	重複して署名したため
180	2	選挙人名簿に登録がないため
476	7	重複して署名したため

担 当

狛江市選挙管理委員会事務局

電話番号 03-3430-1111

(内線 : 2395・2391)

狛選委発第 000006 号

令和 6 年 4 月 10 日

C 様

狛江市選挙管理委員会

委員長 大久保 幸藏

決 定 通 知 書

令和 6 年 4 月 5 日付け、地方自治法第 74 条の 2 第 4 項の規定に基づく異議の申出について、その申出を全て正当でないと決定し、棄却することとしましたので通知します。

記

署名簿番号	署名番号	無効理由
1 2 3	5	選挙人名簿に登録がないため
1 8 0	2	選挙人名簿に登録がないため
2 2 4	3	選挙人名簿に登録がないため
2 2 4	4	選挙人名簿に登録がないため
3 8 3	1 0	選挙人名簿に登録がないため

担 当

狛江市選挙管理委員会事務局

電話番号 03-3430-1111

(内線 : 2395・2391)

第16号議案

有効署名の総数について

上記の議案を提出する。

令和6年4月10日

提出者 粕江市選挙管理委員会
委員長 大久保 幸藏

(提出理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条の2第2項の規定に基づき、署名簿を関係人の縦覧に供しすべての異議についての決定をして、署名の効力が確定したため、本議案を提出する。

有効署名の総数について

有効署名の総数については、次のとおりである。

有効署名の総数	4,060人
---------	--------